

※個人番号（マイナンバー）が記載されている書面は提出しないでください。

「遺産分割調停・審判」の手続

亡くなられた方（被相続人）の遺産の分け方について相続人の中で話し合いがつかない場合には家庭裁判所に遺産分割の調停（又は審判）を申し立てることができます。この調停では、申立人となっていない他の共同相続人全員を相手方としなければなりません。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出していただいたりして遺産として分けるべき財産を確定した上、各当事者がそれぞれどのような分割方法を希望しているか意向を聴取し、解決のために必要な助言をしながら合意を目指して話し合いが進められます。

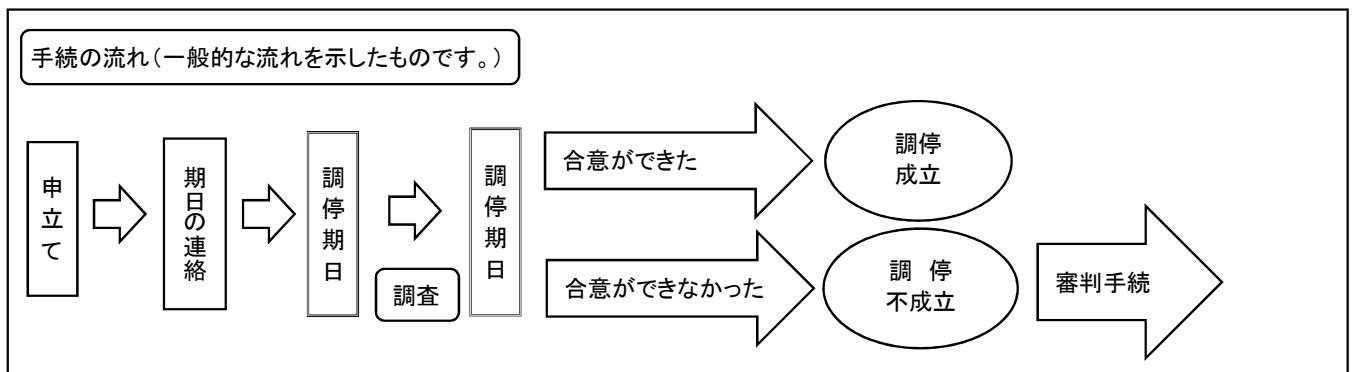
なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産に属する物又は権利の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

審判事件として申し立てられた場合でも、職権により、調停に付されることがあります。

申立てをする人	共同相続人、包括受遺者、相続分の譲受人
申立てをする裁判所	●調停申立て：相手方の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所 ●審判申立て：被相続人の最後の住所地の家庭裁判所
申立てに必要な費用	☐ 被相続人1人につき収入印紙1200円 ☐ 連絡用の郵便切手[相続人1人につき140円×1枚、84円×5枚、50円×3枚、10円×5枚、2円×5枚]
申立てに必要な書類	☐ 申立書 裁判所用1通、相手方全員分の通数、申立人の控え用1通 ※申立書には相手方に開示できない住所を記載しないでください。 ☐ 事情説明書1通 ☐ 送達場所等の届出書1通 ☐ 進行等照会書1通 ※ 法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを法務局の登記官が証明したもの）の写しがあれば、次の書類のうち戸籍謄本等の相続関係書類（①～③、⑥～⑩）及び住民票等の書類（④）の裁判所への提出は省略できます（法定相続情報一覧図の被相続人の最後の住所や相続人の住所の記載は、法務局の案内では任意とされていますが、裁判所に提出する場合は必ず記載してください。）。 なお、法定相続情報一覧図に関する詳細については、法務局のウェブサイトをご覧ください。 (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) 右のコードから閲覧できます。  【共通】 ①被相続人の出生時から死亡時までの全ての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ②相続人全員の戸籍謄本 ③被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ④被相続人・相続人全員の住民票又は戸籍附票 ⑤遺産関係書類(不動産登記事項証明書及び固定資産評価証明書、預貯金の通帳写し又は残高証明書、有価証券写し等 ※国債のコピーはとらないでください。) 遺言書がある場合、遺言書の写し又は遺言書の検認調書謄本の写し等 【相続人が、被相続人の(配偶者と)父母・祖父母等(直系尊属)(第二順位相続人)の場合】 ⑥被相続人の直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))で死亡している者がある場合、その者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 【相続人が、被相続人の配偶者のみの場合、又は被相続人の(配偶者と)兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい)(第三順位相続人)の場合】 ⑦被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑧被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑨被相続人の兄弟姉妹で死亡している者がある場合、その者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 ⑩代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合、その者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 審理のために必要な場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。 ★書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分は、マスキング（黒塗り）をしてください。

※個人番号（マイナンバー）が記載されている書面は提出しないでください。

備 考	●家庭裁判所の遺産分割手続は遺産を探し出すことを目的とする手続ではありません。調停に際して、相続人に遺産の内容を聞き、必要な資料の提出を促すことはありますが、原則として自ら裏付けとなる資料を提出してください。 ●親権者とその子が共同相続人である場合や同一の親権に服する数人の子が共同相続人である場合、親権者とその子の間、同一の親権に服する数人の子の間においてそれぞれ利益相反行為に当たることから特別代理人を選任する必要があります。 ●共同相続人の中に行方不明者がいる場合には、その者のために不在者財産管理人を選任する必要があります。 ●遺言書の検認を行っていない自筆の遺言書の存在が明らかであれば、遺言の検認の手続が必要です。
遺産分割の対象財産 （※あくまで一般的な扱いです。）	○遺産分割の対象となるもの 不動産、借地権、株式、現金、預貯金、国債、社債など ○当事者全員の合意があれば遺産分割の対象にできるもの 遺産から生じた果実（相続開始後の賃料など）、代償財産（相続開始後に相続人が遺産を処分した場合の売却代金）、生命保険（受取人が被相続人である場合）、相続債務、葬式費用 ○遺産分割の対象になり得ないもの 生命保険金（受取人が特定の者又は相続人である場合）、死亡退職金、遺族年金、香典



注 家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

（送付先）
〒880-8543
宮崎市旭2丁目3番13号 宮崎家庭裁判所受付係（TEL0985-68-5146）